



『電子帳簿保存法』のしくみ

松永税理士事務所 松永英希

二〇二二年一月に改正電子帳簿保存法が施行されました。事業規模に関わらず、全ての法人・個人事業主に影響する法令です。二年の猶予期間が盛り込まれ、対応を先送りした企業も少なくありません。今回は、電子帳簿保存法の概要について解説します。

電子帳簿保存法は、各税法でこれまで紙での保存が義務づけられていた帳簿や書類を電子データで保存できるようにした法律です。大きく以下の三つの保存方法に区分されています。

①電子帳簿等保存 自ら電子データで作成した帳簿・書類を電子データのまま保存する方法です。会計ソフトなどで最初から一貫して電子データで作成した帳簿や決算書類などが該当します。

②スキヤナ保存 紙で受領・作成した請求書や領収書を画像データとしてスキヤニングして保存する方法です。

③電子取引 取引情報の授受を電子データで行ない、電子データのままで保存する方法です。メールなどに添付された注文書や見積書のPDF取引などが該当します。



これまでの電子帳簿保存法では、「紙で作成し紙で保存」「電子データ↓紙あるいは電子データで保存」が基本的な考えでした。しかし二〇二二年の改正により、電子データ保存を難しくしていった保存要件の多くが廃止・緩和され電子データで保存しやすくなりました。

業務への影響が大きいとされるのが、「電子取引における紙での保存が禁止」された点です。これまでは受け取る請求書が紙や電子データで混在していても、電子データを紙へ出力して紙で管理をしていくことが可能でした。しかしこの先、紙へ出力することができず、「紙で保存」「電子データで保存」の二重管理が発生することになります。取引先の電子化もさらに進み、紙の原本をもらうことも厳しくなるため、電子データで電子データ保存方法を検討する必要があると思います。また、今回の改正も厳しく設定されています。



『相続土地国庫帰属制度』

相続サロン 武村真一

「相続土地国庫帰属制度」をご存知でしょうか。土地を相続したが「遠くに住んでいるので利用する予定がない」「樹木や雑草等の管理費用が負担」等の理由で、土地を手放したいというニーズが増えています。このような土地が管理できないまま放置され、更に相続が発生することによって「所有者不明の土地」が増えることを防止するため、相続・遺贈によって土地を取得した人が、一定の要件を満たした場合に土地を手放し国庫に帰属させることが可能となる「相続土地国庫帰属制度」が令和五年四月二十七日よりスタートしました。

最近、山林を相続したが何とかならないか？市街化調整区域の農地を相続したが手離したい！といった相談が増えております。

自治体が寄付として受け付けてくれるケースもありますが限られた土地となります。私も該当地の近隣へ声掛けをしたことは何度もありますが「うちも手放したい！」「お金をもらってもいらぬ！」という声を多くお聞きしました。そういったことから、放置せざるを得ないというのが現状です。

数年前に市街化調整区域の農地をお金を払ってでも手放したいと相談をお受けしたお客様に「相続土地国庫帰属制度」のお話をしたところ興味を持たれましたので、法務局への相談に付き添うこととなっております。

①法務局への相談 ②申請書類の作成・提出（※一筆につき審査手数料一万四千円が必要） ③要件審査 ④承認・負担金の納付（※一筆につき二十万円/例外あり） ⑤国庫帰属 となります。

※筆とは土地を数える単位です。

申請ができる土地なのかも含めてまずは法務局への相談が第一歩となります。

後日皆様には結果ご報告させていただきます。

※個別相談会開催が決定しましたのでお知らせいたします。

場所/ 生涯学習センター 第三集会室

● 令和五年九月十九日（火） 十三時三〇分～十五時三〇分

● 令和五年九月二十八日（火） 十三時三〇分～十五時三〇分

【相続・介護・不動産の個別相談会】

【相続・介護・不動産の個別相談会】

【連絡先】

株式会社真永通商 相続サロン担当 武村真一 〇二〇一〇八一四八六七



『スタッフリレー』

ゆうゆう未来館小牧 伊神文江

心躍る夏

私のストレス発散の素は、やるもよし・見るも良しの「スポーツ&観戦」です。無条件に感動でき、何より熱くなります。今年の夏は、大きな大会が盛り沢山。スポーツ好きになったきっかけは、中学で始めたバスケット。小学生の頃は、早生まれもあり整列は常に前から一、二番目を死守。絵に描いたような運動音痴。せめて何か取り柄が欲しいと、一念発起!! 背も伸びるかも...? いさか動機不順でしたが、練習に明け暮れ牛乳を飲み続けた末急成長。途中、我が家で隔世遺伝疑惑が浮上しましたが、努力は人を裏切りません!! 勉強そつちのけ。給食に成績がつくならば、体育と給食は優秀な成績を残す事が出来ました(笑)

初対面の方に良く聞かれる「二者択一。『バレーかバスケットか?』」続けて「やっぱりね!」ために、私には無縁の茶道部でしたと言ってみようかと思いましたが、すぐ覚えて頂けるのは有難い事です。



さて、八月二十五日開催のバスケット。私の押しはW勇樹・勇輝。迫力のダンクも醍醐味ですが、二人のPGから繰り出されるパス、まさに職人技です。

二mの選手相手にどう戦うのか? ウキウキが止まりません。

厳しい組み合わせですが、世界の壁を打ち砕いて欲しいです。

*今回は、春日井の松田さんにバトンタッチ致します。

令和5年 9月 Vol.28 No.148

株式会社 真永通商

発行責任者 千葉護征

編集委員 樋口恵子

URL: https://www.shineigr.co.jp

E-mail: sumaikun@shineigr.co.jp



【本社】〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目33-2 真永栄ビル TEL (052)264-4867 FAX (052)261-3558

四十五期下半期に向けて



代表取締役 千葉護征

残暑お見舞い申し上げます。皆様いかがお過ごしでしょうか。温暖化影響もあり、今年も過ごしにくい夏となっています。高齢者施設でも熱中症や脱水などに気を付けています。水分を摂って頂けない、取りたくない高齢者の皆様への声掛けに苦労しています。一方で学ぶべきは、その方の好きな飲み物を提供すると、今まで何度も声掛けをして水分を飲んで頂けなかった方が、ご自身で飲み物を取り嬉しそうに飲んで頂けることでした。相手のことを知ることがとても大切だと教えられるのでした。不動産の建物設備においては、エアコンの故障は待たないの対応となりました。オーナー様には、ご理解ご協力頂き大変にありがとうございます。これからも毎年続く暑い夏ですが、事前の対策とご提案をさせて頂きたいと思っております。光熱費等も気になるのですが、私達人間の知恵と夏に負けない情熱で、この大変な時代を乗り越えていきたいと思います。皆様の健康長寿を心よりお祈り申し上げます。



■賃貸管理課 部長 堀江 勝

当社の「暮らしサービス産業」の視点は「賃貸管理事業と介護サービス事業」の二つであります。そこから生み出されてきた現場の「想像力」の積み重ねこそ、同業他社にはないものだと思っております。ご相談者様から「この人なら任せられる」と思ってもらえるよう努めお客様に対して「笑顔」と「元気」を提供できる企業を目指しています。私ごとですが、介護夜間勤務を通じて得た情報を伝えま



す。ご高齢者様お一人で介護を受けながらの生活の場がどのようなものかを知りたては全く違います。このことは賃貸経営者様、地主様との会話で、「実は母が〇〇でね」とよくお話を頂きます。お客様お一人で悩んで誰にもご相談されず「誰に相談すれば良いのか?」といった思いに触れる度に実体験、実務をしていることが大事なんだと痛切に実感しました。

今日の体験が、より各シヨッブの充実に繋がるようこれからも精進して参ります。



■賃貸幹旋課 担当主任長 嶺 紀 英



二〇二三年上半期はコロナの収束もあり、前年同期比で前年を上回る事が出来ました。下半期は繁忙期も有ります。よりお客様に安心できるお部屋探しを提供できるように、力を高めて、繁忙期に臨みたいと思っております。

■売買流通課 担当主任長 田 賢 道



皆様、いつもお世話になっております。今月に入りまして、暑さは少しやわらぎましたが、まだまだ暑い日が続くと思われまして、体調を壊さないようご注意ください。不動産の査定・売買仲介・税務・法律・相続等については、売買流通課にご相談ください。

「今からは始めるシニアの住み替え等のご相談も賜っておりますので、お気軽にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。よろしくお祈り申し上げます。



■建築工務課 担当主任長 井 良 二



上半期も残すところあと一ヶ月となりました。今期は情報発信をテーマに省エネ補助金リフォームのご提案をDMを中心に発信しました。

下半期も引き続きお客様にお役に立てる情報を発信していきます。そのためには常にアンテナを張り巡らし、あらゆることに興味を持ち、自らのスキル向上を常に意識し、日々活動していきます。

■シニア事業部

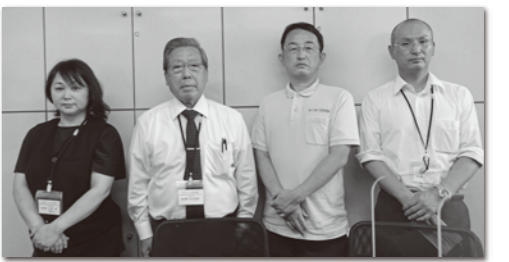
担当主任 市川 信一

今年の四月から本社勤務になりましたが、急遽ゆうゆう未来館、春日井の職員が不足しているということで再度介護職員として応援にいらしています。職員が定着するまで今年いっぱいかかるかと思っておりますので、まずはそこで施設運営の勉強も含めて頑張りたいと思います。

■高齢者住宅課

担当主任 八木 恵一

私たち高齢者住宅課が取り扱う種別のうち、新しく「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（別称・セーフティネット住宅）」の運用を開始しました。要配慮者と言われる「六十歳以上の高齢者世帯」、および「年金受給者層である低額所得」の方に入居頂く条件としています。住まい探しで困られている方の助けになる手段が増えました。十分に活用し、必要な方のためにお役立てさせて頂いて戴きます。



■経営管理課

部長 今村 ルミ子



二〇二三年上期も終了し、コロナ感染対策をしながら頑張った参りましたが、ゆうゆう未来館でもクラスターが発生し、大変な日々を職員ともども経験させて頂きました。この三年間の世界情勢が及ぼす影響が暮らしに与える多大な損失を経験しながら、早く普通の生活を過ごして頂く、ゆうゆう未来館三百五十名のお客様と社員二百名の期待と希望を携えて真永グループの経営管理課として何が必要か何をするべきか、模索する日々です。下期の期待としては、明るく元気に社員一同お客様に喜ばれる熱意と努力で、信頼関係の絆を



名古屋市長議員 たなべ 雄一

坂本龍馬の故郷で思う『三方よし』と『エンパシー』

昨年、坂本龍馬の故郷・高知県を初訪問しました。ちょうどNHKが高知県出身の植物学者・牧野富太郎博士を主役にした朝ドラ「らんまん」の制作発表をした頃で地元はとても盛り上がりがあったのですが、やはり観光の華は何と言っても龍馬。そして本場のカツオのたたきはとても美味で、やはり高知は「龍馬とカツオのたたきで持つ」感を強くしました。没年から百五十年以上経ってもこれほどに郷土を盛り立て、愛されているのは龍馬の人徳という他なく、一人の若者が発揮する力の大きさに改めて感動しました。「少年は皆龍馬に憧れる」と言った作家がいましたが、私もまた学生時代に小説「龍馬がゆく」（司馬遼太郎作）を読み、龍馬に憧れた一人でした。龍馬は郷土と呼ばれる下級武士の家の末っ子に生まれ、幼少期はいつまでもオネショが治らず学問も苦手な仲間たちから馬鹿にされます。「剣術こそ己の道」と定めると才能が開花し、江戸で修業の末に北辰一刀流の免許皆伝を受けて日本屈指の剣豪となります。その後は幕末の志士となり、維新回天の立役者となりました。龍馬の家は曾祖父の代に武家になりました。江戸末期には豪商などが武士の身分を得ることがよくあったように、勝海舟も曾祖父の代に武家になっています。龍馬は商人特有の「三方よし」の精神を大切にしたいです。「三方よし」とは「売り手と買い手そして世間よし」の意で、自分と相手だけでなく社会全体の利益をバランスよく追求する姿勢です。龍馬は商人のセンスを受け継いでいたのでしょう。高杉晋作は龍馬を「騎旋屋」と呼んだそうですが、身分を問わない騎兵隊を創設した高杉が自分には無い才覚を評価した言葉だと思います。龍馬は不倶戴天の敵同士であった長州藩と薩摩藩の同盟という離れ業をやったのかもしれませんが、「三方よし」の精神あつたればこそではなかったでしょうか。作家で演出家の鴻上（こうかみ）尚史（しょうじ）氏は著書「人間って何だ」の中で、一癖も二癖もある役者やスタッフと共同作業するために「相手を愛するとか好きになるとかではなく、相手の立場を理解することが必要」として、それを「エンパシー」と呼び「シンパシー」との違いで表しています。鴻上氏はシンパシーの例として「まま母に意地悪されるシンパシー」がわかりやすいと思うのですが、「なぜまま母はシンパシーに意地悪をするのだろうか」「再婚前に苦労続きで性格が曲がったのだろうか」と考えるのがエンパシーだと説明します。シンパシーは「同情心」であり感受性なので育てても限界があるが、エンパシーは「相手の『事情』」を考慮する「能力である」と言い、更に「能力は育てることが出来る」としていられます。私は議員になる前は電子部品の営業マンをしていたのですが、えで心がけていたのは「悪者を作らない」ことでしたが龍馬や鴻上に通じるかもしれません。例えば、工場が受注した製品に不良が出すこともありましたが、そこで「工場が悪い」と言い争って始まりません。お客様や工場とよく話し合せて「なぜ不良が出たのか」「どうしたら不良が出なくなるか」を設計や工程まで見直して改善していきます。すると歩留まりが改善しコストが下がる、そして納期が短縮されるなどお客様にも良い結果が生まれました。職場などの共同体を円滑にしたい結果を出す秘訣は、龍馬の「三方よし」の精神や鴻上氏が言う「エンパシー」を育てることに鍵があるのかもしれない。

深めて頂きたいと期待します。昨年九月七日に創業者千葉専司の逝去に社員一同、悲しみと存在感の大きさに戸惑いながら、お客様と社員に対する労いと感謝の思い入れを継承しながら、一期一会の絆を糧に、感謝・実践で一歩一歩前向きに進進しながら、真永グループ社員一同お客様サービスに努めます。

ゆうゆう未来館

ゆうゆう未来館勝川の開設から一年がたちました!!



おかげ様で、地元の方にたくさんご入居頂いております。楽しいレクリエーションがいっぱいでご利用者様から笑顔を頂いています。

敬老の日

ゆうゆう未来館の100歳以上のご利用者様が12名になりました!!
詳しいことは、『ゆうゆう未来館ニュース9月号』をご覧ください。

百歳バンザイ

- 102歳 2名
- 103歳 2名
- 107歳 1名
- 100歳 7名

インボイス制度 (令和五年十月一日より)

金田 賢道 (FP 売買流通課)

【税制改正】

令和五年三月、令和五年度税制改正法案が国会において可決成立し、インボイス制度についてもいくつかの改正がなされました(図表)。

令和5年税改正法でインボイス制度についての改正点

1	免税事業者であった者がインボイス発行事業者となったため、免税点制度を適用できない期間については、その期間の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置
2	基準期間の課税売上高1億円以下の事業者について、インボイス制度施行から6年間は、10,000円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても一定の帳簿を保存していれば、仕入税額控除を可能とする措置
3	売上に係る対価の返還等に係る税込価額が10,000円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除
4	インボイス発行事業者登録制度の見直しと手続の柔軟化

- 1は、「今まで免税事業者だった事業者がインボイスを発行するために課税事業者となった場合には、簡易課税のようにみなし仕入率を80%として計算してよい」ということで、この思い切った改正で、免税事業者がインボイス発行事業者となり、消費税を申告納付しやすくなることを後押ししています。
- 2は、「中小事業者は事務負担が大変であるため、1万円未満の費用はインボイスがなくても全額仕入税額控除してよい」ということで、賃貸物件で1万円未満のものといえは、駐車場代金などが該当する可能性があります。
- 3は、全事業者を対象にしたもので、振込手数料などを差し引いて支払う場合などが該当します。これは期限付きではない恒久的措置であります。
- 4は、本来制度がスタートする令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月末までに登録申請書を提出し、間に合わなければ「困難な事由」を記載する必要があったが、あえて「困難な事由」を記載することは求めず、現在も申請は受け付けられています。

御挨拶



角 寿幸

此度、令和五年八月三十一日をもって退職することになりました。在職中は皆様の御指導、御協力を頂き誠にありがとうございました。御礼申し上げます。昭和五十三年、先代千葉専司社長が創立した(株)真永通商に入社、それから四十六年、当初は経理、総務の体系作り組織作りから始めました。当時はまだパソコンは無く帳簿、書類はすべて手書きでした。毎日が繁忙の中、(株)ジイトップをはじめとしてグループ各社が設立されいっそう忙しくなったことを覚えております。平成二十四年ゆうゆう未来館開設に伴い介護事務を担当して十年がたちました。稲沢の職員の皆様お世話になりました。私は兎年で今年が年男です、ましてや退職日が八十四歳の誕生日で区切りの日となりました。最後に真永グループ各社と社員の皆様のご発展とご健勝を祈念し退職の御挨拶とさせて頂きます。

四十六年間
お疲れ様でした



お店紹介

「もみほぐし」や「足つぽマッサージ」「ヘッドマッサージ」などメニュー豊富なリラクゼーションサロンのご紹介です。体のつらい箇所を改善するために、丁寧に施術して下さるオーナーセラピストがとても人気です。私がおすすめるメニューは「タイ古式マッサージ」一度、体験してみませんか? 先生はその人の体調に合わせた施術をして下さいます。子供連れで行かれても大丈夫です。体のコリがとれて体も心もリフレッシュできますよ。

ほぐし&ストレッチ
タイきよ
名古屋市北区平安 2-11-39 「ラフォーレ 21」1階 平安通から徒歩3分 駐車場1台
【営業時間】 AM11時~PM10:00 不定休

